

島交規甲第882号

平成26年5月29日

保存期間	5	年
------	---	---

各警察署長 殿

島根県警察本部長

最高速度規制の点検・見直しの更なる推進について(通達)

「交通事故抑止に資する交通指導取締り・最高速度規制等の更なる推進について」(平成26年5月19日付け島交企甲第1328号ほか本部長通達)により、最高速度規制の点検・見直しについて指示したところであるが、その具体的要領は下記のとおりであるので、実効性のある点検・見直しにより、交通事故抑止に資する最高速度規制の実施を図られたい。

記

1 一般道路における最高速度規制の点検・見直し

(1) 対象路線の選定

別添の現行規制速度が40キロメートル毎時又は50キロメートル毎時の路線一覧表を参照し、次に掲げる項目を点検・調査し、現行規制速度の見直しの検討を行う対象路線(以下「見直し対象路線」という。)を選定すること。

ア 現行規制速度と実勢速度を確認し、おおむね20キロメートル毎時を超えて乖離している場合

イ 現行規制速度と実勢速度を確認し、車道・歩道が分離された道路で、おおむね10キロメートル毎時を超えて乖離している場合

ウ 現行規制速度と基準速度との整合性を確認し、下方補正の理由が通学路としていたのに、通学路として利用されなくなり、その合理性が薄れているなど、現行規制速度の見直しを検討する必要がある場合

(2) 選定要領

ア 見直し対象路線の考え方

見直し対象路線については、上記(1)に該当する路線とするが、「より合理的な交通規制の推進について」(平成21年12月4日付け島交企甲第1556号ほか本部長通達)に基づき見直しを実施した路線については、原則対象外とする。

ただし、交通環境の変化等により更に見直しの必要が認められる路線については、対象路線として選定するものとする。

なお、規制速度の引上げとは別に、現状維持とする場合に規制速度が適切である理由を検証し、整理することも目的としているため、地域住民等の関係者との調整等、事後の手続きの困難性をもって、見直し対象路線から除外しない

こと。

イ 現行規制速度と実勢速度の乖離の確認方法

(ア) レーダー等の機器を用いた実勢速度の計測の他、パトカーや白バイ等で路線を走行することでの確認、これまでの勤務からの実勢速度の把握により確認すること。

(イ) 実勢速度の確認を行う場合には、恒常的な渋滞発生箇所や信号交差点・踏切の直近、構造の変化点（車線数、勾配等の変化する地点）、交通流の変化が大きい大型商業施設等の直近を避けるとともに、混雑時間帯以外の当該路線における一般的な交通量・交通流が見込まれる日時に実施するよう留意すること。

ウ 車道・歩道の分離された道路

上記(1)イに記した車道・歩道が分離された道路とは、片側・両側に関わらず、路線のおおむね半分以上の延長において、歩道が設置されている道路をいう。

(3) 現行規制速度の変更等

ア 上記(1)により選定した見直し対象路線について「交通規制基準」（平成23年2月10日付け島交規甲第82号）の第33最高速度（区域、自動車専用道路及び高速自動車国道を除く。）で示された基準速度や補正要因を参考に、規制速度の引上げを検討すること。

なお、現行規制速度の引上げの検討は、現行規制速度と実勢速度との乖離が大きい路線から優先して実施するものとし、規制速度の引上げを行うことを決定した場合には、速やかに所要の手続きを執ること。

イ 交通事故統計の検証

交通事故を法令違反別で見た場合に最高速度違反が少ない区間や、危険認知速度別で見た場合に現行規制速度を超過している割合が少ない区間等については、見直し対象路線とすることを検討すること。

ただし、単位区間あたりの交通事故件数が他の路線に比べて多い路線については、実勢速度が上昇すると、交通事故発生時の被害の程度が増大する可能性があるため、見直し対象路線の選定に当たっては慎重に検討すること。

(4) 規制速度を現状維持とする場合の措置

騒音防止区間や通学路等の理由で現行規制速度が適切であると判断し、現状維持とする場合には、その理由を整理した上で、道路利用者と直接接する機会のある交通規制担当部門以外の警察職員が規制理由を説明できるよう情報共有するとともに、必要に応じて規制理由の周知に努めること。

2 生活道路における低速度規制の実施

(1) 車両の走行速度を抑制すべき道路の選定と最高速度規制の実施

人口集中地区（ゾーン30整備予定路線以外）並びに道路に沿っておおむね500メートル以上にわたって、住居、事業所若しくは工場等の建造物が連立し、又はこれらが混在して連立している状態であって、地域において利用される道路（以

下「生活道路」という。)を対象に、歩行者・車両の通行実態、交通事故の発生状況及び道路環境を勘案しつつ、住民、地方公共団体、道路管理者等の意見を十分に踏まえ、歩行者・自転車利用者の安全を確保するため車両の走行速度を抑制すべき道路を選定し、最高速度規制の実施を検討する。

なお、生活道路が集積して存在する場合は、区域を指定しての最高速度規制の実施を検討すること。

(2) 指定する規制速度

原則として30キロメートル毎時の低速度規制を実施するものとする。

ただし、高齢者の歩行者等の割合が高く車両との衝突時の被害軽減を特に図る必要がある道路、通学路のうち特に必要がある道路等については、20キロメートル毎時を指定することができるものとする。

(3) 道路管理者と連携した物理的デバイス等の設置等の推進

低速度規制を実効性のあるものとするため、道路管理者と連携し、路側帯拡幅や物理的デバイスの設置等について検討すること。

3 留意事項

(1) 補助標識「規制理由」の設置

現行規制速度として、基準速度から下方補正をした速度が指定されており、かつ、その補正の理由を運転者において認識することが困難であると考えられる場合には、最高速度規制の道路標識に補助標識「規制理由(510の2)」を附置し、規制の理由を運転者等に示すことを検討すること。

(2) 道路管理者等との緊密な連携

道路交通法上、最高速度規制に関しては、法定速度を超える速度を指定する場合以外は、道路管理者に対する意見の聴取は義務付けられていないが、現行規制速度の引上げは、道路改良等の要否の検討が必要である場合があり、また、地方公共団体が自転車ネットワーク計画を策定する上において、自転車通行空間の整備形態の選択に影響を及ぼす可能性等があるので、道路管理者等に対して現行規制速度の見直しに関する計画や情報を提供し、又は道路管理者としての意見を聴取するなど、道路管理者等と緊密に連携して判断すること。

(3) 県民の意見・要望の反映

最高速度規制の引上げを検討する場合には、これまでに把握された住民等の意見・要望を参考にしよう留意すること。

4 報告要領

(1) 一般道路における見直し対象路線の報告

上記1(1)により選定した路線を様式1-1、1-2に必要事項を入力し、平成26年9月30日までに交通部交通規制課規制係宛に報告すること。

なお、対象路線選定後の点検計画策定については別途指示する。

(2) 生活道路における走行速度抑制を検討すべき道路の報告

上記2(1)により選定した場合、又は既に要望等に基づき検証し規制を検討し

ている場合は、様式2に必要事項を入力し、第1回目として平成26年12月15日までに交通部交通規制課規制係宛に報告すること。

なお、その後選定した場合の報告は別途指示する。

別添 〔略〕

様式 〔略〕